

答申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

〇〇事務所長（以下「処分庁」という。）が一部公開決定（以下「本件処分」という。）により非公開とした部分のうち、「小規模林地開発届の中の届出者個人の住所、氏名及び電話番号」については、公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、平成16年12月20日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「新条例」という。）第5条の規定により、処分庁に対し、「平成10年度に届出された、〇〇における小規模林地開発届の書類全部」について公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 処分庁の決定

処分庁は、公開請求のあった行政文書として「平成〇年〇月〇日付けで届出のあった、〇〇における小規模林地開発届及び同添付図書」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、別表の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして、平成16年12月27日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成17年1月11日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により香川県知事（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、香川県情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「小規模林地開発届」の届出人の住所、氏名は開示されておらず、香川県情報公開条例の趣旨に沿って公開されるべきである。
- (3) 届出年月日が平成11年なのに、公開請求人が請求した平成16年12月までに5年の年月を経過している。その間継続して伐採が行われているのなら、年次別計画書が添えら

れていなければならないが見当たらないのは不適法な届出である。

- (4) 本件の開発行為者は死亡しており、本件届出は無効である。
- (5) 本件開発場所は、香川県が危険溪流に指定した「〇〇川」の源流域に位置しているため、開発計画書の「開発計画―防災施設計画」として、沈砂池等と記載されているが土石流災害の危険性のある場所であるから、あいまいな、容量も分からない沈砂池のみを示している本件計画は違法計画である。
- (6) 本件届出書のように、開発届出者が非公開で、開発行為者は既に死亡している場合には、土石流発生時の責任所在は誰にあるのか分からない。本件のような開発行為の認可は違法である。届出者や行為者の当事者たちに本件届出内容が関係住民に広く知られていることを知らしめて、彼等に緊張を強いることで下流住民らの安心を保障することが香川県情報公開条例の本旨である。

第4 諮問庁の説明の要旨

非公開理由等説明書による説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の内容について

本件行政文書は、平成〇年〇月〇日に提出されたものであるが、当時の森林法第10条第1項の規定により、地域森林計画の対象とする民有林の立木を伐採するには、省令で定める手続きに従い、あらかじめ、都道府県知事に対して伐採の届出書を提出しなければならないこととされていた。(平成11年4月1日以降は市町村長へ伐採及び伐採後の造林計画を届出)

また、同法第10条の2第1項の規定により、地域森林計画の対象とする民有林において(1haを超える)開発行為をしようとする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可(林地開発許可)を受けなければならないこととされていた。

本県においては、これら省令で定める手続きの的確かつ円滑な運用の基準として、香川県森林保全対策要綱(平成4年6月18日香川県告示第447号(平成4年7月1日施行、平成15年3月31日廃止))を定め、同法第10条の2第1項に定める開発行為に該当しない小規模な開発行為をしようとする者は、小規模林地開発届出事務取扱要領(以下「要領」という。(平成5年7月1日施行、平成15年3月31日廃止))に定める手続きに従い、小規模林地開発届(伐採届出書)を林業事務所長等に提出しなければならないこととしていた。

本件行政文書は、要領に基づき、個人から提出された上記届出書及び同添付図書である。

2 非公開事項の該当性について

本件行政文書は、平成12年10月1日前に作成又は取得した香川県公文書公開条例(昭和61年香川県条例第30号。以下「旧条例」という。)第2条第1項に規定する公文書であるため、非公開事項の該当性については、香川県情報公開条例附則第3項の規定により旧条例第6条を適用し、判断することとなる。

旧条例は、実施機関が事務事業を遂行する過程において作成し、又は取得した公文書の公

開を請求する権利を制度的に保障したものである。しかしながら、旧条例では、一方においては、公開することによって、請求者以外の者の権利や利益が侵害されたり、円滑な行政運営が損なわれるということがあってはならないため、原則公開の例外として、旧条例第6条を規定し、その権利に一定の制限を加えているものである。

このようなことから、本件行政文書を公開するかどうかの判断においては、旧条例の規定に照らし、旧条例第6条第1号本文及び第2号本文の規定に該当する部分について公開しないことを決定すべきである。

以下、旧条例第6条の該当する各号ごとに公開しない理由を述べる。

(1) 旧条例第6条第1号本文の該当性

旧条例第6条第1号本文においては、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものについては、公開しないことができると規定されている。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報は、原則として非公開とすることを定めたものであり、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であるかどうか不明確である場合も含めて、個人に関する情報は、非公開を原則としている。

以上の観点及び文書の性格から判断すれば、別表の1、2及び3の各情報は、明らかに特定の個人が識別され得る個人に関する情報であるため、本号本文の非公開理由に該当する。

また、旧条例第6条第1号ただし書ハの規定は、旧条例第6条第1号本文にいう個人に関する情報でも、対象となる情報の公益性(住民の生命、身体、財産の保護その他住民の公共安全の確保。)が公開による個人の不利益に優越する場合に該当するものであるが、別表の1、2及び3の各情報は個人を特定するに留まるものであり、上記ただし書ハに該当しない。

なお、旧条例第6条第1号ただし書イ、ロ、ニ及びホの何れにも該当しないことは文言上、明らかである。

(2) 旧条例第6条第2号本文の該当性

旧条例第6条第2号本文においては、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものについては、公開しないことができると規定されている。

これは、法人等の事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、法人等に不利益を与えると認められる情報については、非公開とする趣旨から設けられた規定である。

「不利益を与えることが明らかであると認められるもの」とは、生産技術上、販売上のノウハウに関する情報、経理、人事等内部管理に属する情報で、公開することにより、法人等の事業活動が損なわれると認められるもの、その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報であるとされている。

別表の4の情報は、我が国における法人の印影に対する信用度や意思確認としての重要な機能等に照らせば、法人の内部管理に属する情報であるため、本号本文の非公開理由に該当

する。

また、旧条例第6条第2号ただし書の何れにも該当しないことは、明らかである。

第5 審査会の判断理由

1 判断における基本的な考え方について

新条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、新条例の施行日である平成12年10月1日前に作成し、又は取得した旧条例第2条第1項に規定する公文書に該当する行政文書であって平成18年4月1日前の公開請求の対象となったものについては、新条例附則第3項の規定により、旧条例第6条各号の解釈、運用が適正であったか否かにより非公開情報の該当性について判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

「小規模林地開発届出書」とは、香川県森林保全対策要綱(平成15年3月31日廃止)第4条の2の規定により、旧森林法(本件小規模林地開発届出書提出時の森林法をさす。以下同じ。)第10条の2第1項(林地開発許可制度)の対象とならない開発規模が0.1ヘクタール以上1ヘクタール以下の林地開発をする者が知事に提出しなければならない届出書であるとともに、旧森林法第10条第1項の規定により、森林所有者又は開発行為者が知事に提出しなければならない「伐採届出書」の性質をあわせもつ届出書である。また、届出の事務処理についての必要事項を定めた小規模林地開発届出制度事務取扱要領(以下「要領」という。平成15年3月31日廃止)第3条により、当該届出書は、開発区域を所管する林業事務所長又は支所長(以下「林業事務所長等」という。)に提出することになっている。

なお、現在では、平成10年の森林法改正(平成11年4月1日施行)により「伐採届出書」は市町村長に提出しなければならないことになっており(現森林法第10条の8第1項)、「小規模林地開発届出書」については、小規模林地開発届出制度とともに廃止され、それに替わるものとして、平成15年4月1日に施行された「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」第16条第1項の規定により、知事へ「土地開発行為協議書」を提出し、事前協議を行うことになっている。

「小規模林地開発計画書」とは、要領第3条の規定により、開発の目的、施行期間、防災施設計画、同意状況等の開発計画を記載し、林業事務所長等に提出しなければならない、小規模林地開発届出書の添付図書である。

なお、伐採が1年を超えて行われるときは「伐採に関する年次別計画書」をあわせて添付しなければならないが、当該開発における伐採期間は1年未満であることが確認されたことから、提出が求められる添付図書ではないため不存在である。

「同意書」とは、要領第4条第3項及び要領の運用上の留意事項2(2)①の規定により、届出者が森林所有者と異なる場合で開発面積が0.7ヘクタールを超える小規模林地開発をしようとする者は、小規模林地開発をなし得る権原を証する書類の提出が求められており、それに相当する当該同意書は小規模林地開発届出書の添付図書（任意様式）である。

3 非公開情報該当性について

(1) 旧条例第6条第1号の該当性について

旧条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するために定められたものであるが、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は事項ごと、各個人によって異なり得ることから、本条例は、プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人が識別され得る情報を包括的に非公開として保護することとした上で、さらに、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、非公開とすることを定めたものである。

しかし、これらの個人に関する情報には、個人の権利利益を侵害しないと考えられ非公開とする必要のない情報及び公益上の必要があると認められる情報も含まれているので、これらの情報を本号ただし書きで規定し、公開することを定めたものと解される。

この基本的な考え方にに基づき、処分庁が本号に該当するとして非公開とした部分について検討する。

ア 小規模林地開発届のうち届出者個人の住所、氏名、印影及び電話番号について

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、旧条例第6条第1号本文に該当すると判断される。

次にただし書の該当性について検討する。

審査会で調査したところ、要領の運用指針によれば、林業事務所長等は、届出受理後、届出者に対して「小規模林地開発届出受理標識」を発行し、必ず開発現場に設置するよう指導することになっている。その受理標識の表示項目として、届出者の住所・氏名・連絡先（電話番号）が確認されたことから、すでに公にされている情報であることが認められ、届出者個人の住所、氏名、電話番号については、本号ただし書口に該当し、公開することが妥当であると判断される。

しかし、個人の印影については、受理標識の表示項目とされていないことから、本号ただし書口に該当せず、また、その他のただし書にも該当しないことは明らかであり、非公開としたことは妥当である。

イ 小規模林地開発計画書のうち同意者の氏名について

特定の個人が識別され得る個人に関する情報と認められるので、旧条例第6条第1号に該当し、ただし書に該当しないと判断される。

ウ 同意書について

当時の要領等によると、届出者が森林所有者と異なる場合、開発面積が0.7ヘクタール

を超える小規模林地開発をしようとする者は、届出書の添付書類として、小規模林地開発をなし得る権原を証する書類の提出が求められており、本件行政文書には、当該書類に相当するものとして同意書が含まれている。

これには、当該届出者及び森林所有者個人の氏名、文書のタイトル、同意内容、日付が記載され、当該個人の印影が表示されており、同意をした個人については、誰がどのような条件で同意をしたのか等がわかる情報であることから、個人の内心に関わる情報、資産に関する情報であって特定の個人が識別され得る個人に関する情報であると認められるので、旧条例第6条第1号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。

(2) 旧条例第6条第2号の該当性について

旧条例第6条第2号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方にに基づき、処分庁が本号に該当するとして非公開とした部分について検討する。

小規模林地開発計画書のうち法人の印影について

印影は、一般的に、法人等が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であり、このような情報を外部に対して明らかにするかどうかは、本来、法人等が自らの業務の関わりの中で自主的に決定すべきことであり、法人等は、公開すべき相手方を限定する利益を有しているというべきである。しかしながら、このような情報であっても、当該法人等がこのような管理などをしていないと認められる場合等には、これが公開されても、当該法人等の正当な利益を害するものとは認められない。

本件印影は、小規模林地開発届の添付図書である小規模林地開発計画書に押印されているものであり、当該法人等がこのような文書を提出する相手方は、処分庁に限定されていると考えられる。

すなわち、本件印影はいずれも当該法人等が真正かつ真意に基づいて作成した文書であることを示す機能を有する性質のものであるとともに、特定の書類に限定して用いられ、当該法人等においてむやみに公にしていないものと認められることから、公にした場合には、当該法人等の各種書類の偽造等に悪用されるおそれなどが考えられる。

よって、本件印影は、当該法人等の内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を当該法人等の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人等の正当な意思、期待に反し、当該法人等の正当な利益が害されるおそれがあると認められるので、旧条例第6条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。

4 第3の2の審査請求の理由のうち、(3)～(6)について

いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(省略)

別表

公開しない部分		公開しない理由
届出書	1 届の中の届出者個人の住所、氏名、印影、電話番号	(新条例第7条第1号本文該当) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため。
添付図書	2 小規模林地開発計画書のうち同意者の氏名	
	3 同意書(写)	
	4 小規模林地開発計画書のうち法人の印影	(新条例第7条第2号本文該当) 公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。